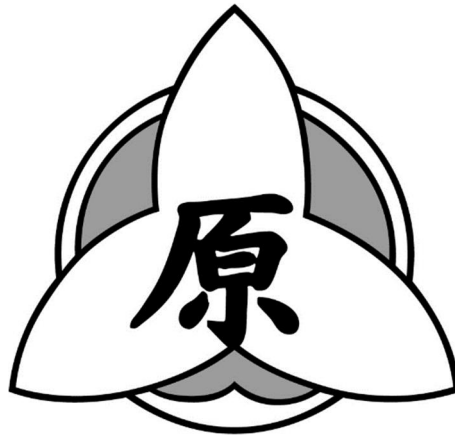


原山台中学校のきまり



校 訓

愛

学

健

堺市立原山台中学校

堺市南区原山台4丁2番1号

TEL 072-299-5135

令和5年4月

校 訓

愛 学 健

学 校 教 育 目 標

- 自分が大好き、友だち大好き、先生も大好き原中生。
- 学びの質を高め、学び続ける力を身につけた原中生。
- 規則正しい生活リズムと、夢を実現する目標の持てる原中生。

も く じ

	ページ
原山台中学校歌・・・・・・・・・・・・・・・・	2
日課表・・・・・・・・・・・・・・・・	3
生徒会規約・・・・・・・・・・・・・・・・	4
校内諸規定・・・・・・・・・・・・・・・・	9
保健安全について・・・・・・・・・・	12
部活動について・・・・・・・・・・	14
図書室の利用について・・・・・・・・	16
非常災害時の措置について・・・・・・・・	17
物品販売価格一覧・・・・・・・・・・	17

校 歌

作詞 有田 春一
補作 校歌委員会
作曲 岡本 肇

明るく
mf ♩ = 104~108位

そ ら - た か く こ ん ご う の そ み ゆ
め - い だ き つ ど え る わ れ ら
し ん り も と め て あ す ひ ら く え い ち そ だ て ん あ
あ は ら や ま だ い は ら や ま だ い ち ゅ う が っ こ う

- | | | |
|----|---------|----------|
| 一、 | 空高く | 金剛のぞみ |
| | 夢いだき | つどえる われら |
| | 真理もとめて | |
| | 明日ひらく | えい知そだてん |
| | あ、原山台 | |
| | 原山台中学校 | |
| 二、 | わきいずる | 息吹きの町に |
| | ときよらかに | つどえるわれら |
| | 友情の輪ひろげ | |
| | 明日おもう | 心ふかめん |
| | あ、原山台 | |
| | 原山台中学校 | |
| 三、 | 緑こき | 和泉の丘陵に |
| | すこやかに | つどえるわれら |
| | 練磨かさねて | |
| | 明日になう | 体きたえん |
| | あ、原山台 | |
| | 原山台中学校 | |

日 課 表

朝学活	8時30分～ 8時45分
1 限め	8時45分～ 9時35分
2 限め	9時45分～ 10時35分
3 限め	10時45分～ 11時35分
4 限め	11時45分～ 12時35分
昼休み	12時35分～ 13時05分
5 限め	13時10分～ 14時00分
6 限め	14時10分～ 15時00分

放課後（最終下校時刻）	
委員会・部活動・係など <u>活動がない</u> とき	16時30分
委員会・部活動・係など <u>活動がある</u> とき	3月～10月：18時00分
	11月～ 2月：17時30分

※行事予定により、変更する場合があります。

生徒会規約

第1章 名称

第1条 この会は、堺市立原山台中学校生徒会と称する。

第2章 目的

第2条 この会の顧問の助言により、会員相互の自主活動を通じて、
楽しく規則正しい学校生活を築き、よき社会人としての生活
態度、民主的な生き方を身につけることを目的とする。

第3章 会員

第3条 この会は、本校の生徒全員によって構成する。

第4章 役員及び執行部

第4条 執行部は、会長一名、副会長一名、執行委員四名、によって構
成し、この会の運営に対して連帯責任を負う。

第5条 執行部は、この会の最高運営機関であり、次の仕事をする。

1. 生徒総会の運営
2. 生徒議会の運営
3. 各種委員会の調整
4. その他、議会にかける必要がないと思われることがらの決
定と運営

第6条 執行部員は、会長中心によく協力し、次のように仕事を分担
する。

1. 会長…この会の代表者として、生徒会活動のまとめを行
なう。

2. 副会長…会長を補佐し、会長に差支えのあるときは、その仕事を代行する。
3. 執行委員…会長に委任された庶務を行ない、この会の記録の保持や会計に関する仕事を行なう。

第7条 役員は全校生徒の中から公選する。

任期は一期間とし、前期4～9月、後期10月～3月とする。

但し、再選は妨げない。また、役員は任期終了後も後任者の決定までその義務を遂行する。

第5章 会議及び議決の成立

第8条 1. 会議は、その構成人数の三分の一以上の出席がなければ、会議を開き議決することができない。

2. 各学級の代表や委員が会議に欠席するときは原則として代行を出席させなければならない。また、議決は原則として出席者の過半数の賛成で成立し、可否同数の時は再審議する。

第6章 生徒会総会

第9条 総会は、この会の最高議決機関であり、次のことを行なう。

1. 活動計画の決定と経過報告の承認
2. 予算の決定と決算報告の承認
3. 規約の改正
4. その他の目的達成に必要な事項の決定及び承認

第7章 生徒議会

第11条 議会は総会につぐ議決機関であり、次のことを行う。

1. 学級・執行部・各委員会より提案された審議
2. 予算の審議及び決算の審査
3. 規約の改正案の審議
4. 急なことがらについて総会にかわる決議

第12条 議会は執行部・各学級代表・専門委員長によって構成する。ただし、会長の要請があったとき、部活動と経営部の代表は出席しなければならない。

1. 議会の議長1名・副議長1名は代議員の互選により決定する。議長・副議長のクラスは他の委員を代議員として議会に送る。

2. 議決権は議長団を除く代議員だけがもつものとする。

第8章 専門委員会

第13条 生徒会には5つの委員会を置き、その任務は次の通りとする。

1. 風紀委員会：規則正しい学校生活の向上をはかる。

2. 環境委員会：学校の美化、緑化の保持推進をはかる。

3. 体育委員会：体育活動の推進と体力の向上をはかる。

4. 保健安全委員会：健康の保持・推進と学校生活の安全をはかる。

5. 文化委員会：文化活動の推進をはかる。

第14条 各種委員会は各期のはじめに活動計画をたて、議会及び総会に提出する。また、総会で承認された事項の執行について委員に委ねる。承認されていない事項についてはそのつど議会の議決を必要とする。

第15条 各種委員会には委員長をおき、委員の中から互選する。委員長は委員会の運営にあたる。

第16条 各委員会は委員長が招集し、それぞれ定例議会の他に必要に応じて臨時に開くことができる。

第17条 1. ひとりひとりの意見や願いを学級全体の問題として解決をはかる。

2. 特に必要と認めたときは、議会や委員会に対して意見を提出する。

3. 総会、議会、委員会で決定されたことに協力する。

第9章 学級会

第18条 学級会は学級全体で構成する。

第19条 学級には次の委員をおき、それぞれの定数を男女各1名とする。

1. 学級代表
2. 風紀委員
3. 環境委員
4. 体育委員
5. 文化委員
6. 保健安全委員
7. 選挙管理委員

第20条 学級代表は学級をまとめる。また、学級の代表として学級の意見を反映させ、決定した事項を学級全員に報告する。

第21条 各種専門委員はそれぞれの委員会の構成となり、議会などに対し学級の意見を反映させ、決定した事項を学級全員に報告する。

第10章 選挙

第22条 この会の役員を選挙するため選挙管理委員会を置き各学級から選出した選挙管理委員により構成する。

第23条 選挙管理委員会には委員長1名を選挙管理委員の中から選出する。

第24条 選挙管理委員は次の仕事をする。

1. 選挙の告示
2. 立候補者の受付
3. 立会演説会の準備、進行、整理
4. 立候補者の提出物の管理や放送
5. 投票の準備及び開票
6. その他選挙に関する事項の決定と執行

第25条 選挙は会長、副会長、執行委員ごとに全員の直接無記名投票によって行う。

第26条 会員は選挙に関する一切の事項は、選挙管理委員会の決定に従う義務がある。

第11章 経営部

第27条 本会には次の経営部をおく。
放送部

第28条 本会会員は希望により、前条いずれか1つの部に属することができる。

第12章 部活動

第29条 この会には、全員興味と個性を伸ばすことを目的として部をおく。設置部については、別に定める。

第30条 会員は、いずれの部にも入部することができるが、原則として1会員につき1部までとする。

第13章 顧問

第31条 この会に属する一切の団体には、一名以上の顧問を必要とし、その活動は顧問の指導、助言のもとに行う。

第14章 最終決定権

第32条 この会に関する一切の活動及び行事についての最終決定権は学校長にある。

第15章 改正

第33条 規約の改正は、総会において出席者の3分の2以上の賛成によって議決し、校長の承認を得ることとする。

補 則

第34条 この規約は、昭和51年9月1日より実施する。

校内諸規定

Ⅰ 身だしなみ

※本校では、服装の調整期間を設けていません。各自の体調に合わせて、いずれも正しく着用すること。

種 類	冬服	夏服・合服
上	・黒標準学生服 ・紺セーラー型 (水色襟カパー、白線2本、紺色三角タイ)	・白開襟半袖シャツ ・白長袖スクールシャツ ・白ブラウス型標準服(紺色リボン)
下	・黒標準学生ズボン ・濃紺スカート(24ヒダ)	・黒標準学生ズボン ・濃紺スカート(24ヒダ)
靴	・上履き	
	・運動靴	
	・本校指定の体育館シューズ	
防寒具	・本校指定のウインドブレーカー ・マフラー・ネックウォーマー・手袋・ひざ掛け	
通学鞆	・本校指定の通学鞆・本校指定の通学サブバッグ	
頭髮	・目にかからないような清潔な髪型	

- 名札・リボン等は、校内ではつけましょう。
- 変形学生服などは、禁止しています。ズボン・スカートの丈は極端に長い・短いことがないようにしましょう。
- 靴は3足制です。
通学、校舎外は運動靴。校舎内、校舎外のコンクリート部分は上履き。体育館、体育館前のすのこ部分は体育館シューズ。
- 靴下の色は自由ですが、特に入学式や卒業式のときなどは、ふさわしいものを着用しましょう。
- ベルトは、学生服に合ったものを使用しましょう。
- ウインドブレーカー(本校指定)・マフラー・ネックウォーマー・手袋を登下校時や許可がある場合に着用することができます。ひざ掛けについては教室内のみ使用可能です。

- 登下校時や体育の授業など外での活動時には、熱中症対策のためのスポーツ用キャップの着用を認めています。
- 持ち物は、教科書・ノート・ワーク・筆記用具・水筒・昼食・ハンカチ・ティッシュなどの必要なものを学校指定の通学鞆、または通学サブバックに入れて持ってきてきましょう。
- 頭髮について、パーマ・染髪・脱色等はしない。長い場合はゴムでくくきましょう。
- ピアスなどの装飾品をつけることは、原則禁止しています。

2 学校生活全般

1. 通学・下校について

- ① 8時30分に各教室で出欠確認をします。

余裕を持って登校しましょう。

- ② 通学は、原則徒歩で行うこと。

- ③ 最終下校時刻は次の通りです。

放課後活動のないとき	⇒	年間を通して	16時30分
放課後活動のあるとき	⇒	3月～10月	18時00分
		11月～2月	17時30分

- ④ 通学・下校時は、交通ルール・マナーを守りましょう。

2. 欠席・遅刻・早退について

欠席・遅刻・早退などの連絡は、8時20分までに原則保護者から学校に電話、または電子システムで連絡してください。連絡の際、出席停止の場合があるため理由を伝えてください。また次の場合も学校に連絡してください。

- ① 濃厚接触者に特定された時や、PCR検査を受けるとき。
- ② 転居などの住居変更があるとき。
- ③ 学校生活で配慮が必要なとき。

例) 怪我でいつものように字が書けない。怪我で規定の服装ができない。等

※学校への電話連絡は、平日8時20分～16時50分の間にかけてください。

3. 校内生活について

- ①登校後の外出は、原則禁止です。
- ②上履き・下靴・体育館シューズの区別をつけましょう。
- ③チャイム着席をしましょう。
- ④昼食は、弁当・給食（事前申し込み）・ランチサポートミニ（当日 8 時 4 5 分まで申し込み）を各自で選択し、準備しましょう。
- ⑤飲み物は、原則家から自分で持ってくるようにしましょう。学校の自動販売機で購入することも可能です。自動販売機の利用に際してのルールは次の通りです。

【自動販売機についてのルール】

購入可能時間帯

- (1) 各休み時間（始業前・業間）
- (2) 放課後（放課後～最終下校時間）
- (3) 部活動時（放課後・休日）

※お金の管理（1本190円以下）については、生徒が各自で責任を持って行う。場合によっては、担任や顧問の先生に預けることも可。

※お金の貸し借り、奢ることはしない。

※ペットボトルごみは、専用のごみ箱に捨てるか持って帰る。教室内のごみ箱には、捨てない。

また、お茶・スポーツ飲料は、水筒やペットボトルに入れて持ってくるができます。ジュースは、紙パックのみ持ってくるができますが、飲用できるのは昼食時のみです。

- ⑥教科書など学習に必要なものは学校におきっぱなしにしないこと。
- ⑦学習に必要なもの以外は持ってこないこと。
- ⑧学校のを損壊させた場合、原則弁償していただきます。

3 校外生活について

- 1. 学校外では、社会のルールやマナーを守り健全に生活しましょう。
- 2. インターネットを利用したトラブル等に巻き込まれないように端末などの使い方に注意しましょう。

保健安全について

1 定期健康診断

学校生活を健康で安全に過ごすために、毎年健康診断を行っています。身体測定のほか、各科（内科・眼科・耳鼻科・歯科）の校医検診、結核検診、運動器検診、心臓検診、腎臓検診などを行っています。健康診断後に検診結果をお知らせします。受診勧告を受け取った際には、ご家庭より早急に受診し、医師の適切な処置・指示を受けてください。

2 病気などの治療をしているとき

①定期的に検査を受けるなどしている場合

病名や症状、学校生活での配慮事項などが具体的に記入されたもの（学校生活管理指導表など）を学校までご提出ください。

②登校前からケガ、体調不良の場合

ご家庭で手当て後、または病院受診後、登校可能な場合は登校させてください。遅刻または欠席の場合は、学校まで連絡をお願いします。

3 学校でケガをしたとき

応急処置をします。早急に医師の治療を要すると判断した場合には、家庭連絡とともに、原則、学校から近くの病院へ連れて行きます。

また、けがの状況により応急処置をして学校を下校させ、ご家庭で様子を見ていただく場合もあります。

※緊急連絡先が、常に担任の先生にわかるようにしておいてください。

緊急連絡先が変更した場合、必ず担任に伝えてください。

4 独立行政法人日本スポーツ振興センターについて

学校管理下（登下校を含む）でけが等をして病院で手当てを受けた場合は、スポーツ振興センターの手続きをします。家庭より受診した場合は、必ずケガをした時の担当の先生（担任の先生・授業の先生・部活動顧問の先生など）に申し出てください。

5 学校感染症による出席停止について

新型コロナウイルス・インフルエンザ・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・風疹・水痘（水ぼうそう）など学校保健法に定められた感染症と診断された場合、出席停止扱いとなり、欠席扱いになりません。医師からの登校許可があるまでご家庭で休養に努めてください。その場合は、必ず学校まで連絡してください。

※診断書の提出は不要です。

6 保健室の利用について

- ①授業中に保健室へ行く時は、原則職員室の学年の先生に伝えてから保健室へ行くようにしてください。
- ②休み時間中や部活動中にけがをしたり、気分が悪くなったりした場合は、近くの先生にすぐに伝えてから保健室へ行くようにしてください。
- ③保健室や職員室に置いてある薬品や救急用品は、勝手に使用しないでください。
- ④学校では、内服薬は処方しません。

部活動（課外クラブ活動）について

1 目的

部活動は、希望者により行われる活動で、自分自身が積極的に参加することで自らの力や技能を向上させることを目的としています。

2 活動している部【※兼部可能】

令和4年度に活動した部は次のとおりです。

運動部：陸上競技・女子バレーボール・卓球・サッカー・軟式野球・
女子テニス
文化部：茶華道・音楽・美術

3 部活動注意事項

1. 体調に気を配るなど、十分な健康管理をすること。
2. 部員で協力し、顧問の先生のアドバイスをもとに活動すること。
3. 部活動を欠席・遅刻・早退する時は、必ず顧問の先生に連絡すること。
※無断で欠席することがないように！！
4. 活動後はすぐに下校すること。できるだけ集団で安全に下校すること。
5. 定期テスト1週間前からテスト最終日の前日までは、原則として部活動は停止します。ただし、公式戦をテスト後に控えているなど特別の事情がある場合は、顧問の先生の指示でこの期間中も活動が行われる場合があります。
6. 入部・転部・退部、その他悩みがある時はすぐに顧問の先生や担任の先生などに相談しましょう。
7. 交通事故に十分注意し、必ず徒歩で登下校すること。顧問の先生から指示がある場合のみ、自転車を使用することができます。
8. あいさつなどをきちんと行い、マナー面でもふさわしい態度や言動をとるようにすること。

4 施設使用上の注意事項

1. 昼食や更衣は指定された場所で行い、片付け、戸締まりをすること。また、自分の荷物の管理もしっかりすること。
2. 休日に部活動で登校するときは、必要時以外は校舎内へ入らないこと。
3. 活動場所のかぎをあけたらすぐに所定の場所に返却すること。活動後は責任をもって施錠すること。
4. 運動場・部室倉庫・体育倉庫・トイレ・体育館内など複数の部が共同で使用する場所は、各部で協力し整理整頓を心がけること。
5. 施設の破損、落書き、汚れなどを発見した場合はすぐに顧問の先生まで連絡すること。

図書室の利用について

1. 貸出期間は2週間です。
2. 1回の貸出冊数は2冊以内です。
3. 図書室利用時間は指定された曜日の、昼食後の昼休みです。利用中は騒がず、静かに読書してください。本は大切に扱ってください。
4. 利用に当たっては個人カードが必要です。個人カードは当番の文化委員に申し出てもらってください。
 - ①借りるとき
 - 自分の個人カードに必要なことを記入し、文化委員に渡してください。
 - ②返すとき
 - 自分の個人カードに返却日を記入して、文化委員に渡し、本をもとの位置にもどしてください。
5. 個人カードをなくしたときは、再発行を申し出てください。また、学年が変わったときには、クラス番号などの変更をしてください。
6. 本を紛失した場合は、実費で弁償してもらいます。

「個人カード」

1-1 堺市立原山台中学校				
<u>2-2</u>				
<u>3-3</u> 原山太郎				
請求番号	書名	貸出日	返却	
予定日	返却日			

非常災害時の措置について

1. 堺市教育委員会からの休校の指示があったときは、臨時休校とする。
2. 午前7時の時点で「暴風警報」・「特別警報」が発令されている時は臨時休校とする。

※暴風警報以外の警報（大雨警報等）の場合は、平常通りの授業を行います。が、気象状況や交通状況によっては、臨時休校または校時変更の措置をとる場合があります。

※登校後、気象状況が悪化の方向に向かったり、警報が発令されたりした場合、安全面を考慮し、早めに下校するか、学校で待機するかの対応を取ります。

令和5年度 物品販売価格表

トレーニングシャツ（長袖ジャージ）	SS～4L	¥4,050	名札	¥320
トレーニングパンツ（長ズボン）	SS～4L	¥3,300	通学カバン	¥5,850
ハーフパンツ	SS～4L	¥2,300	通学サブバック	¥2,220
長袖シャツ	SS～4L	¥2,400	販売業者：奥村スポーツ	
半袖シャツ	SS～4L	¥2,150	〒592-8342	
体育館シューズ		¥2,750	大阪府堺市西区浜寺船尾町西5-558-27	
上履き		¥1,650	TEL：072-261-2159	
ウインドブレーカー（名前刺繍あり）	SS～3L	¥5,340		
ウインドブレーカー（名前刺繍なし）	SS～3L	¥5,040		
ウインドブレーカー（名前刺繍あり）	4L	¥5,850	標準学生服ボタン（大小）	¥58
ウインドブレーカー（名前刺繍なし）	4L	¥5,550	標準学生服裏ボタン	¥11
			夏用リボン	¥270
			冬用リボン	¥550
販売業者：岡本スポーツ			販売業者：制服のウエダ 本店	
〒590-0801			〒593-8317	
大阪府堺市堺区大仙中町5-16			大阪府堺市西区原田351	
TEL：072-241-4369			TEL：072-271-0155	

○岡本スポーツ取り扱いの物に関しては、定例の物品販売日に購入できます。

➤【定例物品販売日：毎月第3金曜日8:00～8:25 於：昇降口付近】

○名札は学校から注文します。

○その他の物品に関しては、販売業者に直接連絡し注文するか学校へ連絡してください。

[illegible]

名前	
----	--